太陽光発電施設設置に関し環境調査を要する法規制 (環境生活部 環境管理課・環境生活政策課)

	自然公園法・岐阜県立自然公園条例			岐阜県自然環境保全条例 (自然環境保全協定)	岐阜県環境影響評価条例
	優れた自然の風景地の保護と利用の増進、国民の保健・休養・教化、生物多様性の確保に寄与する			自然環境の適正な保全を推進し、県民の健 康で快適な生活の確保に寄与する	建設等の事業の実施に際し環境の保全上 の見地から適正な配慮がなされることを期 し、県民の健康で文化的な生活の確保に寄 与する
対象名	太陽光発電施設			発電施設の建設	土地開発事業
	自然公園区域内				
	特別保護地区· 特別地域第一種	特別地域 第二種 第三種	普通地域	市街化区域外(注1)	全域
~1000m2	許可 できない	○要許可	土地形状変更の 場合 〇要届出		
↓ 1ha未満			〇要届出	(対象外)	
1ha		〇要許可 (要環境調査等)			(対象外)
56.5		許可基準 ・自然草地等を除く ・支障木の伐採が僅少 ・工事後、撤去後の跡地整理 その他一般審査事項 (風致景観、生物多様性の保全、規模最 小限、防災対策、施設管理など) ※付帯工事(関連行為)の内容によって は別途許可が必要。 ※施設の内容によって追加手続きあり。			
5ha 			* £	〇協定 (要自然環境保全調査) 自然公園許可を受ける場合は対象外(注1) (普通地域の届出の場合は対象)	ただし、標高1,500m以上の事 業は施行区域面積5ha以上で 対象
20ha以上か つ区画形質 変更8ha以上		○要許可 ※環境影響評価調査実施の場合は その結果を使用可		(対象外)	〇要環境影響評価調査

(注1)除外行為・・・条例第36条ただし書き、条例施行規則第35条第2項